

津山市監査委員告示第2号
令和6年4月9日

地方自治法第199条第14項の規定により令和5年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢 二
津山市監査委員 原 行 則

監査の対象

指定管理者 社会福祉法人 津山市社会福祉協議会
 公の施設 加茂町福祉センター
 所管部署 環境福祉部高齢介護課

監査結果報告日

令和6年3月19日

措置等の内容

[社会福祉法人津山市社会福祉協議会]

(1)	指定管理者が購入する備品等（Ⅱ種）の異動報告や、本業務の一部を第三者に委託する申出等を口頭で行っていた。協定書第52条の規定に基づき書面により行われるよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合）
		2. 検討中（措置を検討中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	備品等（Ⅱ種）の購入・廃棄の報告については令和6年1月分（報告は2月）から、委託の申出等については令和6年度分から、書面で行うよう改めた。	

[社会福祉法人津山市社会福祉協議会]

(2)	毎年度の提出が定められている事業計画書が確認できなかった。協定書第21条の規定に基づき、事業計画書は毎年度提出し津山市の確認を得るよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合）
		2. 検討中（措置を検討中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	「令和6年度事業計画書」から対応を改め、既に所管部署へ提出した。次年度からも提出を行う。	

[社会福祉法人津山市社会福祉協議会]

(3)	提出された月例報告書に、料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等が記載されていなかった。協定書第22条第1項に沿った内容を報告するよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中 (措置を検討中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	令和5年度分については、4月分から、「料金収入の実績及び管理経費等の収支状況」(「貸借対照表」「事業活動収支計算書」「資金収支計算書」)の報告を行っている。	

[社会福祉法人津山市社会福祉協議会]

(4)	施設利用料金が館内に掲示されていなかった。加茂町福祉センター条例第11条第4項の規定に基づき、利用者の見やすい場所に掲示されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中 (措置を検討中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	施設利用料金表は、既に受付カウンターに利用者に見やすいように掲示している。	

[社会福祉法人津山市社会福祉協議会]

(5)	指定管理者が使用している加茂町福祉センター使用許可申請書、加茂町福祉センター使用許可書及び加茂町福祉センター使用料減免申請書は、加茂町福祉センター条例施行規則で示されているものと異なっていた。同施行規則に基づき適正に事務処理されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中 (措置を検討中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	現行の施行規則に沿った様式に変更済み。 また、所管部署より示された新様式 (令和6年度4月1日施行) を次年度から使用予定。	

[環境福祉部高齢介護課]

(6)	指定管理者が購入する備品等 (Ⅱ種) の異動報告、指定管理者が本業務の一部を第三者に委託すること等、書面で行うべき事務を口頭で済ませていた。協定書第52条の規定に基づき適正に事務処理されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中 (措置を検討中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	指定管理者が購入する備品等 (Ⅱ種) の異動報告、指定管理者が本業務の一部を第三者に委託すること等について、指定管理者より既に文書で提出済み。	

[環境福祉部高齢介護課]

(7)	協定書で毎年度の提出及び確認を行うこととなっている事業計画書について、指定管理者募集時の事業実施計画書を事業計画書と見なしていた。協定書第21条第1項の規定に基づき、事業計画書は毎年度期日を示し確実に提出を受け、確認を行うよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中 (措置を検討中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	毎年度事業計画書の提出を求めるよう改め、既に令和6年度の事業計画書については指定管理者から提出済み。	

[環境福祉部高齢介護課]

(8)	加茂町福祉センター条例第3条に規定のない「作業室」・「木工作业所」が、同条例施行規則の様式第1号、第2号及び第4号に示されている。例規を確認し、整合がとれるよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)
		2. 検討中 (措置を検討中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	様式と条例の不一致を解消するため、施行規則を改正済み (令和6年4月1日施行)。	

<p>(9)</p>	<p>加茂町福祉センター条例施行規則第5条第1項第2号の利用料金の減額について、審査基準が定められていなかった。申請に対する許認可等を公平公正に判断するため、津山市行政手続条例第5条の規定に基づき基準を定められたい。</p>	
<p>区分 (該当に○印)</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済 (何らかの措置を実施、次期から措置を実施する場合)</p>
		<p>2. 検討中 (措置を検討中の場合)</p>
		<p>3. 未措置 (何もしていない場合)</p>
<p>措置等の内容</p>	<p>市で定める様式に沿って、申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間について基準を策定済み。</p>	